

■質問書に対する回答（12月13日期限分）

NO	質問内容	回答
1	<p>区画2の用途について質問させていただきます。</p> <p>頁2（3）用途指定及び譲渡等の制限ア（ウ）『第三者への対象物件の貸付…使用収益を目的とする権利を設定する場合には市との協議が必要となる』と、記載がある一方で、頁4 2 募集施設には必須施設として事務施設または商業施設と記載があります。</p> <p>テナントビルとして建築し、全ての区画を第三者へ貸し付ける、又は一部を事務所として使用しその他区画を第三者へ貸し付けることを目的とした計画は募集の趣旨に合致していると理解してよろしいでしょうか。それぞれについて可否をご回答いただきたくお願いいたします。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、テナントビルを提案する際には、テナントの事業者を決定する必要はありませんが、事業の実現性の観点からテナントの出店意向確認調査等を実施していただき、事業の実現性を高めている方が望ましいです。</p>
2	<p>企画提案書類の副本において、マーキングを施すべき「応募事業者等を特定できる様な事項」には、企業が提供する商品・サービスの名称なども含まれますか。また、協力会社名も含まれますか。</p>	<p>企業が提供する商品・サービス名、協力会社などから応募事業者を特定することも可能であることから、黒塗りなどの対応を施してください。</p>
3	<p>別紙により記載する場合、すべてのページの右肩に「様式6」と記載すべきでしょうか。</p>	<p>別紙により記載する場合、右肩に「様式6」の文言の記載は必須ではありません。しかしながら、「様式6関係（別紙-1）」などの記載をしていただくと、資料が分かりやすくなるので、非常に助かります。</p>